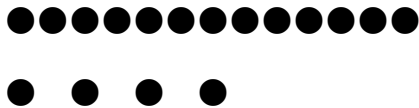


議案第 2 4 号

損害賠償の額の決定及び和解について

次のとおり損害賠償の額を決定し、和解するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 2 号及び第 1 3 号の規定により議会の議決を求める。

1 和解の相手方



2 損害賠償の額及び和解の内容

- (1) 市は、相手方に対し倒木による住宅の破損に係る損害賠償金として 1, 6 6 3, 7 8 1 円を支払う。
- (2) 上記損害賠償金を受領した場合、その余の請求を放棄し、市に対し、今後、裁判上、裁判外を問わず何ら異議の申立て、請求又は訴訟の提起を行わない。

3 経緯

令和元年 5 月 2 8 日、房向台西公園内の枯木が同公園に隣接する相手方住宅に倒れ、同住宅の外壁及び外構の一部を破損した。

令和 2 年 1 1 月 2 4 日提出

佐倉市長 西 田 三十五